

会議の経過

議題・決定又は確認事項等

【開会】

午後 1 時 30 分

【会長あいさつ】

桑原会長より挨拶

【議事】

事務局：①地域子ども子育て支援事業の量の見込みについて、説明

委員：養育訪問支援事業のニーズ量の見込みについて、岩出市案では「回数」で算定しているが、市町村によっては、出生数の1割程度が対象になる等の想定により「人数」で算定しているところもある。人数による場合、継続訪問の多寡を反映しにくいという弱点がある。岩出市では、この点についてどのように考慮されているか。また、人数としては何人ぐらいか。

事務局：虐待ケースの中でも、要支援家庭、要保護家庭、虐待家庭があるが、虐待家庭といった取り扱いをしていない家庭に職員（家庭相談員や保健師）が訪問（養護相談）した実績回数をベースに推計している。

人数としては、本日正確な数字を持ち合わせていないが 30 人程度と思う。「人数」によることもできるが、国の手引きの例にならって「回数」によることとしたもの。総訪問実績回数から本事業の対象ケースを除く算定方法なので継続訪問の多寡も反映されており、推計における積み残しはない。

委員：民生児童委員や母子推進員等が訪問した回数は含まれないのである。

事務局：基本的に職員が同行しているので、今回の実績回数には含んでいない。

事務局：②市町村が定めるべき規則（案）について、説明

委員：「優先利用項目」について、障害を有するという判断基準はどのようにするのか。

事務局：療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳所持や専門機関に相談している（保健師の発達相談や療育相談等）などにより判断する。

委員：専門機関というのはどこまでが専門機関なのか、どこまでその判断が正確なのか疑問がある。障害と判断されることでよい方向に向かう場合も

あるが、保護者の方が落ち込んでしまうケースもあり、慎重な対応を願いたい。

事務局：③公立保育所開所時間、延長保育事業について、説明

委員：「現在入所中の保護者については2区分の選択可」と書かれているが、

現在入所中の児童の保護者は何年後かに入所する妹弟についても（短時間就労でも）標準時間適用可となるのか。

事務局：現在入所中の児童についてのみ2区分の選択可であり、新規で入所する児童については選択可ではない。

委員：標準時間利用と短時間利用で利用者負担金にそう大きな差はないので、短時間利用の方が延長保育を1回か2回利用するだけで標準時間利用の方よりも負担が高くなるがどうなのか。

事務局：標準時間認定と短時間認定で利用者負担金にあまり差がないため、そのようになるが、利用者負担金は国の基準をベースにしているので、ご理解願いたい。

委員：短時間利用の方が延長保育を利用する際はその都度証明が必要なのか。

事務局：延長保育にかかる証明等の手続方法については現在検討中。

事務局：④特定教育・保育施設等の利用者負担金（保育料）について、説明

委員：「保育所についてのみ委託費のしくみが残る」とのことだが、委託ということは市に保育の実施責任があることを意味する。それが新制度による「保育の必要性」による保育となった場合、事故があった際の市の責任は指導責任なのか実施責任なのか、議論しておく必要があるのではないか。

事務局：保育の実施責任のあり方については従前より国において議論され、既に児童福祉法及び子育て支援法等に定められたものであり、市としてはそれを前提として実施していくものである。事故の際の「実施責任」については、旧制度、新制度にかかわらず、市立保育所については市に責任があり、私立保育所の場合はその施設に責任がある（市は指導責任）。

委員：1号の現行利用者負担が264,000円となっているが、幼稚園においては実際はそれ以外にも保育料という名前でない利用者負担があり、今後そういうものも保育料に含める方向性なので、今後考慮が必要となってくるのではないかと思われる。幼稚園から認定こども園に移行し

た場合、国の基準額からこの表の利用者負担金を差し引いた額が施設に入るのか、264,000円が基準となるのか。

事務局：国の基準額から市が定める利用者負担額を差し引いた額が施設に入る額となる。利用者負担額の国基準との差額は市が負担することになる。

委員：2号の7階層以上、収入800万円以上の保護者まで国基準より保育料を下げる必要があるのか。むしろその分の財源で2,3,4階層をさらに下げた方がよいのではないか。

事務局：利用者負担額については、国は現行の水準を超えない（負担増としない）ことを前提として基準を定めており、岩出市も国基準より下げた現行の基準を引き継ぐこととしている。消費税増税により財源を確保するとされていることからも、いずれの階層においても負担増を行うことは適当ではないと考えている。

【その他】

委員：現時点で地域型保育の届出はあるのか。

事務局：現時点ではない。基準を満たす施設から申請があれば認可していく方向。

次回は1月30日に、次々回は2月23日に会議を開催する。

【閉会】

午後3時30分に閉会